（別記第２号様式　道民意見提出手続の意見募集結果）

|  |
| --- |
| アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度（案）に つ い て の  意 見 募 集 結 果 |

令和４年(2022年)11月７日

アドベンチャートラベルに対応した新しいガイド制度（案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、１人、４団体から、延べ12件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意　見　の　概　要 | 意見に対する道の考え方※ | |
| 日本国の北海道へ来てくれたインバウンド客を案内するのだから、案内人も日本人であるべき。英語が話せるなど優秀な日本人の活用の場、雇用を増やしてほしい。 | 北海道という素晴らしいフィールドの価値を最大限に活かし、アウトドアガイドの皆様が、技術やサービスに応じた対価を得て「稼げる」ガイドとなるよう、新しいガイド制度をガイドや地域の皆様と一体となって育てていきたいと考えております。 | |
|  | Ｂ |
| 良い制度と思う。取得のハードルは高いが、質の維持から考えるとこれぐらいの内容が必要とも思う。運営には組織体制もしっかりとしたものが必要と思うが、担い手の想定はあるのか。 | 新しいガイド制度の試行開始後、民間団体等へ運営の移行を検討してまいりたいと考えております。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | |
|  | Ｃ |
| ガイド資格を持った人が長く誇りをもって続けられるように、表彰制度を設けられないか。（長期間事故やトラブルがない、顧客の満足度が高い等） | 顧客からの推奨度や旅行会社からの評価制度について検討してまいりたいと考えております。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | |
|  | Ｃ |
| 新しいガイド制度のアイコンとなるシンボルマークを作ってはどうか。 | ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | |
|  | Ｃ |
| アクティビティガイドとスルーガイドがAT旅行を組み立てることが出来なければ、AT旅行者を満足させる旅行を提供できないと思うが、組み立て役との繋ぎ方は検討しているか。 | 旅行の管理を行うスルーガイドに対してAT商品に関する研修等を実施するほか、ツアーオペレーターに関しても、商品造成の支援等を行い、AT受入体制の整備を図ってまいります。 | |
|  | Ｅ |
| SUPについて、北海道アウトドアガイド（自然、カヌー、ラフティング）資格プラスSIJ公認インストラクター（レベル２以上）となっており、SUPだけハードルが高いのではないか。 | 当該資格は、ガイドではなくインストラクターの資格であることから、北海道アウトドアガイド資格を取得いただくことで、補完を図る方向で検討しております。 | |
|  | Ｅ |
| アウトドアガイドという職業が憧れの対象となり、多くの方が、その担い手となりたいと思っていただける制度の創設を強く望む。WG等からの意見にもあった、稼げるガイドの道筋をつけるため、送客の仕組を構築することが優先事項だと考える。 | 来年度（2023年度）開催予定のアドベンチャートラベル・ワールドサミットをはじめ、アドベンチャートラベルのポータルサイトを活用するなど、様々な機会を通じて新しいガイド制度や商品のプロモーションを行ってまいります。 | |
|  | Ｂ |
| 今回新設されるスキー（オフピステ、バックカントリー）はJMGAの資格を活用となっているが、北海道アウトドアガイド資格の山岳とJMGAのガイド制度とのレベル比較ができる方が分かりやすいと思う。また、将来的にJAGAの国際山岳ガイド等に統一される方が望ましいと思う。 | 関係団体と連携し、分かりやすいガイド制度の構築に努めてまいります。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 | |
|  | Ｃ |
| ガイド資格なしで有償ガイドを行った場合の罰則などを設ける予定はあるか。 | 資格の有無にかかわらず、ガイド業を行うことはできることから、罰則等を設ける予定はございません。アドベンチャートラベルの周知等を通じて、資格を持ったガイドを安心して利用いただく旅行が普及するよう取り組んでまいります。 | |
|  | Ｅ |
| フィッシングについては制度化されていないが、この分野もファーストエイドやサステナビリティの技術は必要と思う。考えを伺いたい。 | フィッシングについては、北海道アウトドアガイド資格の自然分野を取得いただくことで対応してまいりたいと考えております。 | |
|  | Ｅ |
| 市場評価及び資格の価値向上について、評価結果の公表の考えはあるか。 | 顧客満足度等については、ガイドや旅行者の皆様に役立てていただけるよう、調査方法について検討してまいります。 | |
|  | Ｅ |
| 町内の事業者の中で、日本レクリエーションカヌー協会（JRCA）が公認する指導員資格を取得する動きがあるが、この資格と新しいガイド制度はリンクするか。 | 現時点においては、当該指導員資格との連携は予定しておりません。新しいガイド制度については、今後とも情報発信に努めてまいりますので、引き続き、情報共有をお願いいたします。 | |
|  | Ｅ |

※「意見に対する道の考え方」のＡ～Ｅの区分は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | Ａ | 意見を受けて案を修正したもの |
| Ｂ | 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの |
| Ｃ | 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの |
| Ｄ | 案に取り入れなかったもの |
| Ｅ | 案の内容についての質問等 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 問い合わせ先  経済部観光局観光振興課（AT調整）  電話　011-206-6944（直通） |